

令和7年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和7年9月9日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理 志
委員	下町 純子	委員	堀 真
委員	西田 健	委員	浦川 圭一
委員	西岡 克之		

欠席委員

委員 藤田 明美

職務のため出席した者

議会事務局長 荒木 秀一 課長補佐 江口 美和子

説明のため出席した者

企画財政部理事 中村 元則
(政策企画課)

課長補佐 松田 祐貴 係 長 山口 和樹

係 長 森山 哲平

(財政課)

課 長 北野 靖之 課長補佐 入江 彩子

係 長 堀 圭一郎

(税務課)

課 長 福本 美也子 課長補佐 細田 浩子

係 長 山口 陽子

(収納推進課)

課 長 和田 久美子 係 長 永美 将太郎

健康保険部長 山本 昭彦
(健康保険課)

課 長 森本 陽子 課長補佐 木澤 奈津代

係 長 草野 愛

(介護保険課)

課 長 峰 修子 参 事 中村 宰子

課長補佐 宮崎 伸之 課長補佐 後藤 理子

係 長 堀 将大

本日の委員会に付した案件

議案第60号 令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 令和6年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 令和6年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時28分

閉会 15時05分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。昨日に引き続き、藤田委員が病気のため欠席ということで連絡が来ております。それでは定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和7年第3回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託をされました議案第61号令和6年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

おはようございます。議案第61号令和6年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明いたします。決算書の1、2ページをお開きください。収入済額の合計は40億3,500万2,285円で、被保険者の減で前年度比6.5%の減額です。不納欠損額は555万8,572円、収入未済額は6,857万8,374円で、前年度と比較して1,197万6,911円の減となっております。5、6ページをお開きください。支出済額の合計は39億8,726万2,889円、被保険者の減による保険給付費の減、基金積立金の減で前年度比6.7%の減額です。不用額は1億7,604万8,111円です。7ページをお開きください。歳入歳出差引残額4,773万9,396円の全額を翌年度へ繰り越すこととしております。基金へ繰り入れる場合は、その後の補正予算において計上させていただきます。それでは、主な内容につきまして事項別明細書で説明いたします。まず歳入です。8、9ページをお開きください。1款国民健康保険税の収入済額は7億5,142万1,252円で、前年度比5.3%の減額となりました。要因といたしましては、被保険者数の減少によるものです。2款1項1目督促手数料は2,360件分です。3款1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金は、主に保険給付費の支払いに充てるための県からの交付金です。同じく2節特別交付金は、保険者の取組実績に応じて交付される保険者努力支援分、市町の事業状況に応じて交付される特別調整交付金分、保険事業費や保険税の収納状況等に応じて交付される県繰入金分、特定健診等負担金の合計額です。4款1項1目利子及び配当金は、財政調整基金に係る利子です。主な預入期間の利率が0.002%から0.2%に上がったことにより、大幅な増となっております。次のページ10、11ページをお開きください。5款1項1目一般会計繰入金は一般会計から国保特別会計への繰入金で、繰入基準等に基づき算出された分の合計額です。2項1目財政調整基金繰入金は財源に充てるため7,613万9,000円を基金から取り崩し、国保会計に繰り入れております。6款1項1目繰越金は令和5年度からの繰越金です。6年度は基金を投入しての運営となり、繰越金は61.2%の大幅な減となりました。7款1項1目は国保税に係る延滞金です。2項1目町預金利子は国保特別会計に係る預金利子です。次のページをお開きください。3項1目第三者納付金は、交通事故など第三者の行為によるけがに対して保険給付を行った場合に、加害

者側に請求し、収納したもので3件分です。3目返納金は国保の資格喪失後の受診に係る返納金です。5目雑入は国保連合会からの旅費等の収入です。8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、主に保険証の新規発行停止に伴う資格確認書等の交付に係るシステム改修費用に対するものです。

次に歳出です。14、15ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は、会計年度任用職員の人件費や消耗品費、システムのリース料など国保会計に係る事務経費です。3節職員手当等、会計年度職員勤勉手当は令和6年6月支給分から支給が開始されたもので、支給割合は6月、12月、それぞれ1.025月分です。10節需用費の印刷製本費は、資格確認書の発送用封筒代等で増額となっております。11節、上から2番目振込手数料は公金振り込み手数料です。17節備品購入費はシュレッダーの老朽化により買い替えをしました。2目連合会負担金は長崎県国保連合会への負担金です。下の段から次のページ16、17ページにわたりますが、2項1目賦課徴収費は国保税の賦課徴収に係る経費です。3項1目運営協議会費は国保運営協議会に係る経費です。2款1項1目療養給付費は医療機関へ支払う給付費用です。2目療養費は、柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージ等に係る経費です。次のページ18、19ページをお開きください。2項高額療養費は前年度比6.9%の減額です。4項出産育児諸費、出産育児一時金は10名に対する給付です。5項葬祭諸費は49名分の支給です。6項傷病手当金は新型コロナウイルス感染者の傷病手当金ですが、支給延長期間の申請で予算を組んでいなかったため、4項の出産育児一時金より流用しております。次のページ20、21ページにわたりますが、3款国民健康保険事業費納付金は県への納付金で、10億2,600万3,332円で9.2%の増です。令和5年度より激変緩和措置がなくなり納付額が大きくなっています。20、21ページをお開きください。4款1項1目保健衛生普及費は、医療費通知、後発医薬品差額通知等に係る経費です。7節報償費、健康家庭に関する記念品は長与商品券を6世帯に送付しました。6年度より対象世帯の条件に、世帯の国保被保険者全員が特定健診、人間ドックもしくは脳ドックを受診していることを新たに条件に加えたため、昨年度に比べ90%減の支出となっております。下の段から次のページ22、23ページにわたりますが、2目疾病予防費は、重症化予防事業、健康教育、健康相談、健康ポイント事業等に係る費用です。22、23ページをお開きください。2項1目特定健康診査等事業費は、保健師等の報酬や健診委託料が主なものです。12節委託料、特定健康診査受診率向上対策事業委託料は、ICTを活用した効果的な受診勧奨を行う事業で、3年間県の事業として行っていたものから全額補助金を利用した各市町の事業に変わりましたため、決算額として上がってきております。5款1項1目財政調整基金積立金は、令和5年度より納付金に対する激変緩和措置がなくなったことによる納付金額の増などの理由により、基金に対する利息分のみとなっております。次のページ24、25ページをお開きください。6款公債費の支出はありません。7款1項償還金及び還付加算金は、過年度に収納があった国保税の還付金、過年度に概

算交付された保険給付費等交付金償還金、還付加算金の合計です。28ページをお開きください。実質収支額は全額を令和7年度へ繰り越し、基金に繰り入れる場合は、その後の補正予算において計上させていただきます。29ページをお開きください。令和6年度末現在の基金残高は5億7,297万6,000円です。令和5年度までは激変緩和措置により毎年国保財政調整基金へ積み立てを行っていましたが、6年度は7,613万9,000円を取り崩し、利息の積み立て67万1,838円との相殺が決算年度中増減高となっております。今後も計画的な取り崩しにより、国保税の急激な負担増の緩和を図ります。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書です。2ページ上段に決算状況を、下段見開きの表において令和6年度予算額および決算額、その執行率、ならびに令和5年度決算との比較を掲載しております。4ページから7ページは保険給付費および保健事業費の状況を記載しております。4ページは一般被保険者の療養給付費についてです。医療費のうち7割から8割分を保険者が負担しております。令和6年度における1人当たりの給付費は1万6,729円減少しておりますが、3年度からの推移を見ると増加しております。5ページは自己負担限度額を超過した際に保険者が負担する高額療養費です。6ページは健康教育、健康相談事業、人間ドック等健診事業等の状況です。7ページは、特定健診、特定保健指導の状況です。令和7年5月末において県へ報告した数値を記載しております。以上が令和6年度長与町国民健康保険特別会計決算の説明です。

続きまして、本日提出しました資料の1ページ目をご覧ください。国保税の決算状況です。収納率は現年度分が98.38%、対前年度比0.27%の増、滞納繰越分が22.89%、対前年度比で1.59ポイントの減となっております。合計は88.76%、対前年度比1.27%の増です。2ページ目に被保険者数の推移を記載しております。令和6年度の平均被保険者数は6,889人、平均世帯数は4,483世帯となっております。所得階層別の人数、次のページの高額療養費の推移については記載のとおりです。高額療養費の推移は3ページ目になります。2ページは被保険者の所得階層別人数、すいません、ページというか、1枚目、2枚目と言うべきか。大丈夫ですかね。資料は以上になります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。まず歳入の方から、順にいきたいと思います。歳入の方から行きたいと思います。まず歳入の1、2ページからいきましょかね。まず1、2ページ、こちらで質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

おはようございます。ちょっと単純な質問なんですけれども、国保会計の歳入の中で保険料の割合とその他の国県市町村の割合、その他全部ひっくるめてで結構ですが、おおよそで結構です、細かい数字は結構なんですけど、おおよそ何割、何割ぐらいの割合

になってるのかというところをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

すいません、ちょっと2年前ほどの割合になりますが、国民健康保険税が16.6%、県支出金が74.5%、繰入金が8.5%、諸収入が0.1%、主なものはこのような割合になります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。国保の保険料、住民からの保険料が年々減少傾向にあるということがご説明がありましたけれども、この要因というのは後期高齢に移行される方が多いから減少しているということで説明が以前あったかと思うんですが、ちょっとその確認と、そしてこの傾向が続くことによって町とか都道府県単位のこの国保運営する側にとって、どのような影響が考えられるのか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

保険税の減少は、おっしゃられますように被保険者が後期高齢者に移行していくということと、人口自体が減っていくということもあるかと思います。後期高齢者に移って被保険者数が減るということは、その分医療費も下がってはいくんですけども、年齢構成が高齢化しますので、使う医療費はやはり1人当たりが多くなり、1人当たりの保険税の負担も多くなる。それで、現役世代の方の構成比率が少なくなってくるということは所得割で頂く保険税が少なくなっていくしますので、県全体としても運営はやはり厳しくなっていくものと思われます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。今現在、町としては基金を取り崩して保険料の要するに住民負担を急激に上げないように努力をされているというところを評価はしてるんですけども、この都道府県化をしていく、その理由として以前伺ったのはやっぱり国保の運営の安定化なんだということをお聞きしていたんですけども、都道府県単位での運営化をしていってでもやはりそれでもなおやっぱり運営自体は厳しさを増していくような方向になるのか。ちょっと何か、そこがよく分からないものでお願いします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

長崎県全体として、どちらの自治体もやはり年齢構成が高齢化していくという状況は同じですので、県全体で支え合いをすることで、どこかの自治体が取り残されるということがないんですけれども、県の国保運営はやはりしばらくの間、厳しいという状況は変わらないと思いますので、そこは国庫負担などの措置でやりくりというか、運営をしていくという形になると思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では戻っても構いません、歳出の方に移りたいと思います。まず3、4ページ、ここで質疑はありますか。いいですか。次5、6ページ、よろしいですか。歳入歳出いずれでも結構です。それと成果に関する報告書、こちらの方も頂いておりますので、それら全て含めて質疑はありますか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号令和6年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、これより議案第62号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議案第62号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明いたします。決算書の1、2ページをお開きください。収入済額の合計は7億4,441万6,059円で、被保険者の増により前年度比17.1%の増額です。不納欠損額は5万3,722円、収入未済額は64万1,900円です。3、4ページをお開きください。支出済額の合計は7億4,387万6,859円となり、被保険者の増による広域連合納付金の増により前年度比17.6%の増です。不用額は909万3,141円です。5ページをお開きください。歳入歳出差引残額は53万9,200円です。それでは、主な内容につきまして事項別明細書で説明いたします。まず歳入です。6、7ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は6億6,92万3,300円で、対前年度比6.1%の増額となっております。2款1項1目督促手数料は294件分です。3款1項1目事

務費繰入金は、広域連合共通経費と一般管理費等事務費の繰入金です。2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額の4分の3を県、4分の1を町で負担し、繰り入れたものです。4款1項1目繰越金は令和5年度決算の繰越金です。5款1項1目延滞金は後期高齢者医療保険料に係る延滞金です。8、9ページをお開きください。2項1目保険料還付金は死亡、転出等による過年度分の保険料還付金を広域連合から受け入れたものです。3項1目町預金利子は後期高齢者医療特別会計の預金利子です。以上が歳入です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。10、11ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は後期高齢者医療事業運営に係る事務経費です。郵便料の値上げ等により86%の増額となっております。2項1目徴収費は保険料徴収に係る経費です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は7億3,804万8,120円で、被保険者の増で前年度比17.4%の増額です。内訳は事務費負担金が1,897万4,964円、保険基盤安定負担金が1億924万1,556円、保険料負担金が6億983万1,600円です。次のページ12、13ページをお開きください。3款1項1目保険料還付金は過年度の保険料の還付金です。2項1目一般会計繰出金は、令和6年度決算の確定に伴う一般会計への繰出金です。14ページをお開きください。実質収支に関する調書をご覧ください。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書です。2ページ上段に決算状況を、下段見開きの表において令和6年度予算額および決算額、その執行率、ならびに令和5年度決算との比率を掲載しております。4ページに保険料等納付金の状況を記載しております。以上が令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計の説明です。

続きまして、本日提出しました資料をご覧ください。令和6年度後期高齢者医療保険料決算書が、決算の状況です。収納率は現年度が99.89%、過年度分が66.17%、合計は99.86%で、対前年度比0.05%の減となっております。次の紙に後期高齢者医療の被保険者数の推移を記載しております。令和6年度の平均被保険者数は6,197人となっております。その他については記載のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。まず歳入の方から入っていきたいと思います。質疑はありませんか。歳入全般、どこでも結構です。よろしいですか。それでは歳出の方に移ります。質疑はありませんか。今頂いた資料、そして成果に関する報告書、こちらも含めたところで質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

頂いた資料の中で後期高齢者医療保険者数医療費等の推移がありますよね。令和元年から令和6年までの推移のグラフを頂いてるんですが、ちなみに今団塊の世代の方が後期高齢者にどんどん移行しているという状況で増えていくんだろうと思うんですが、

これがこの令和6年以降の推計というのはあらかた、ここにはないのかもしれないんですけども、大体どのくらい、長与町でどのくらいまでこの後期高齢者の被保険者が増えていく、それとそれによる影響といいますか、それに応じてやっぱり保険料というのは増えていくのか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

すいません、今正確な推計の資料は手元に持ち合わせておりませんが、やはり年齢構成がどんどん高齢化して、各保険者から後期高齢に移行をしますので、後期高齢の人口、被保険者は増えて、医療給付費もちょっといつまで分かりませんがしばらくの間は増大を続けていくものと思われます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

令和6年度の後期高齢者の予算の際の討論と同じ内容になるんですけども、この後期高齢者医療は、県の構成市町で広域連合をつくり、運営がなされております。住民が75歳に到達すると、従来の保険制度から脱退させ、この制度に加入することになります。高齢者が増えるほど、それに伴い医療費が増えてまいりますが、その医療費が増えるごとに保険料が高くなり続けるという制度設計となっております。健康で長生きすると数年ごとに保険料が引き上げられていくという、この制度の問題点が、国のつくった制度ではございますが、この問題がどうしても気にかかるところであります。国庫負担を抜本的に増額するということがどうしても必要だというふうに思いますので、そのことと併せて、広域連合でも積み上がっている財政基金、財政調整基金、財政安定化基金等を有効に活用して、こうした高齢者の方々の負担を極力抑えるために努力をしていただけなければならないというふうに思います。高齢者の方々は現役の時には大変な苦勞をされて現在の国土と郷土を復興を成し遂げてこられた方々であります。こうした方々が長生きするごとに大きな負担を強いるという制度は、高齢者の方々に対して大変厳し過ぎるものではないかと思っております。そうした点では、町に直接的な責任はあるとは申しませんが、国県そして広域連合に対して、現場の実情を強く訴えていただき、制度の改善に力を尽くしていただくことを求め、討論といたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時20分まで休憩します。

(休憩 10時09分～10時16分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより議案第63号令和6年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

議案第63号令和6年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして説明をさせていただきます。決算の説明に入ります前に、令和6年度の介護保険保険者の状況につきまして、事前にご提出をさせていただきました資料を基に説明をさせていただきます。介護認定者数の推移でございます。令和6年度末時点の65歳以上であります第1号被保険者数は1万1,566人で、前年度比92人の増となっております。また1号被保険者のうち、要支援、要介護の認定者数は1,886人、前年度から7人の増となっております、認定率といたしましては16.3%で、前年度比0.1ポイントの減となっております。前年度比の数が増加しておるにもかかわらず認定率といたしましては減となっておりますのは、高齢者数の分母が増えたことにより利率が少し下がっているというところになっております。

それでは、決算書の説明に入らせていただきます。なお、歳入歳出ともに主なものについて事項別明細書によりご説明をさせていただきます。14、15ページをお開きくださいませ。まず保険事業勘定の歳入でございます。1款1項1目第1号被保険者保険料の収入済額は7億5,838万9,051円で、前年度比3,445万4,851円、4.9%の増となっております。保険料の収入状況につきましては、事前に提出しております資料、歳入の収入状況をご覧くださいませようお願いいたします。収納率につきましては、現年度分が99.92%、前年度比0.03ポイントの増、滞納繰越分が44.49%、前年度比10.35ポイントの増、介護保険料全体としましては99.78%となっております。事項別明細の方に戻らせていただきます。14、15ページ、2款使用料及び手数料は督促手数料808件分でございます。3款1項1目介護給付費負担金は介護給

付費に関する国の負担分で、負担率は居宅給付費が20%、施設等給付費が15%となっております。3款2項2目および3目につきましては地域支援事業に係る交付金で、交付率は2目が25%、次のページに移りまして、3目が38.5%でございます。4目保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止に関する取組指標に基づく交付金、5目介護保険保険者努力支援交付金は地域支援事業等の取組指標に基づき交付されるものでございます。6目介護保険事業費補助金はシステム改修に対する国庫補助金でございます。4款1項支払基金交付金は社会保険診療報酬支払基金より交付されます第2号被保険者負担分で、1目は介護給付費分、2目が地域支援事業費分で、それぞれ負担率は27%となっております。次のページに移りまして、5款1項1目介護給付費負担金につきましては介護給付費に対する県の負担分で、負担率は居宅給付費12.5%、施設等給付費17.5%となっております。2項県補助金は地域支援事業に係る補助金で、負担率は1目が12.5%、2目が19.25%となっております。6款1項1目利子及び配当金は介護給付費準備基金の利子分でございます。続きまして20、21ページをお開きください。7款1項1目介護給付費繰入金につきましては介護給付費に係る町負担分で負担率は12.5%、2目および3目の地域支援事業繰入金の負担金は、2目が12.5%、3目が19.25%となっております。4目その他の一般会計繰入金は事務費分の繰り入れ、5目低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の第1段階から第3段階までの低所得者保険料軽減に係る繰入金でございます。次のページに移りまして、2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護サービス事業勘定においてサービス収入が見込みに達して伸びなかったことによりマイナス収入への補填を行うため、介護サービス事業勘定へ繰り出しております。8款繰越金は前年度決算に伴う繰越金、9款1項1目第1号被保険者延滞金は1件分の保険料延滞金、2項1目町預金利子は介護保険特別会計の預金利子でございます。3項雑入2目1節返納金につきましては、介護保険給付費に係る返納金が14件分でございます。3項3目雑入、自賠責保険料、重量税額変更に伴う精算金と町長による成年後見制度申し立てに係る本人負担分、および事業参加費分でございます。収入済額の総額は33億244万2,362円で、前年度比6,350万3,613円、1.96%の増となっております。以上が保険事業勘定の歳入でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。26、27ページをお開き願います。2項1目賦課徴収費につきましては介護保険料の徴収に係る経費でございます。3項1目介護認定審査会費は、認定審査会委員報酬など介護認定審査会に係る経費、次のページに参りまして2目認定調査等費は、認定調査員報酬および主治医の意見書作成手数料など介護認定調査に係る経費でございます。次に30、31ページに移りまして、4項1目趣旨普及費は介護保険制度や保険料等に関するパンフレットの印刷製本費、5項1目介護保険運営協議会費は、令和6年度に開催いたしました運営協議会の開催に伴う委員の報酬および費用弁償でございます。2款保険給付費につきましては、要介護認

定者が利用された介護サービス費、要支援認定者が利用された介護予防サービス費の給付費や給付に伴う審査手数料で、前年度比4,222万1,059円、1.54%の増となっております。次のページにまたがりまして、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者および事業対象者の通所型、訪問型サービス利用に係る給付費、2目介護予防ケアマネジメント事業費は1目のサービスに係るケアマネジメントに対する給付費でございます。2項1目一般介護予防事業費は、町で実施をしております、お元気クラブや脳トレ教室に関する経費、めだか85、サポーターポイント制度の事業等の委託料でございます。また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、町内でございます、いきいきサロン全19団体への事業補助金と、介護予防サポーター28名へのポイント制度交付金でございます。次に34ページから35ページにかけての3項1目地域包括支援センター運営費は、長与町地域包括支援センターの職員および会計年度任用職員の人件費や、地域包括支援システムの保守料などの経費となっております。2目総合相談事業費につきましては、介護保険課の窓口配置の介護相談員、訪問看護師および包括支援センター専門員の報酬、健康調査訪問で使用する自動車リースなどの経費でございます。36、37ページをお開きください。4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主任介護支援専門員の人件費および地域包括支援システムの保守および自動車のリースなどの経費となっております。38、39ページをお開き願います。5目在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療介護相談窓口の相談員に係る、在宅医療介護連携推進員の作業部会に係る経費となっております。次、6目生活支援体制整備事業費は、高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するため、生活支援コーディネーターの配置と地域の支え合いの推進のために設置をしております支えあいなが推進協議体に関する経費でございます。この生活支援体制事業費は、今後高齢化の進展が進む中で、自助、互助、共助により高齢者の皆さんが住みよいまちになるような地域ごとの見守り支援等の基盤をつくるために、コミュニティを中心とした第2層の協議会を立ち上げ、高齢者の方々がいつまでも住みなれた地域で生活ができるよう、事業の推進をしておるところでございます。次の40、41ページをお願いいたします。7目認知症総合支援事業費につきましては、認知症地域支援推進員として配置をしておりますコーディネーターおよび認知症初期集中支援チーム検討委員会に係る経費、12節委託料につきましては、長崎北病院および長崎北徳洲会病院へ委託し設置しております認知症初期集中支援チームの委託料となっております。8目地域ケア会議推進事業費は、専門職による個別事例の検討および地域のネットワークづくりやケアマネジメント支援、地域課題把握などを行う自立支援型地域ケア会議、また困難事例に対して関係者が情報共有や支援の検討を行う個別ケア会議に関する経費でございます。次に42ページから43ページにかけての9目任意事業費につきましてご説明をいたします。主な事業といたしましては、家族介護支援事業としまして、介護学習会、認知症介護者の集い、地域支援自立事業といたしましては、配食サービスに係る委託料、19節扶助費として

は家族介護用品に対する助成を行っております。4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、介護給付費準備基金の預金利子に加え、保険者機能努力支援金の一部、690万8,675円を基金へ積み立てております。次のページに移りまして、6款1項1目は第1号被保険者の還付金、2目償還金はそれぞれ過年度交付金の確定に伴う返還金でございます。6款2項1目介護サービス事業勘定繰出金は、介護サービス事業勘定の歳入不足補填のための繰出金でございます。支出済額の総額は30億5,450万8,200円で、前年度比258万5,546円、0.085%の増となっております。以上が保険事業勘定の歳出でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましてご説明をさせていただきます。46、47ページをお開きください。この勘定は、地域包括支援センターが地域介護予防支援事業所として行います要支援ケアプランや介護予防ケアプラン、ケアマネジメントの作成に係る経費の勘定となっております。まず歳入でございます。1款1項1目介護予防サービス計画費収入につきましては、ケアプラン作成3,055件に対する収入と、ケアマネジメント作成2,384件に対する収入でございます。2款1項1目繰越金は前年度決算によるもの。3款1項1目町預金利子は介護保険特別会計の預金利子でございます。4款1項1目保険事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定の歳入不足補填のため、介護給付費等準備基金より繰り入れをしております。収入済額の総額は3,094万8,185円で、前年度比306万5,176円、約11%の増となっております。以上が介護保険サービス事業勘定の歳入でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。48、49ページをお開き願います。1款1項1目指定介護予防支援事業費は、地域包括支援センターの介護支援専門員の人件費とその業務に係る経費でございます。2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は、民間事業所への介護予防マネジメント作成委託料でございます。続きまして50、51ページをお開きください。支出済額の総額は2,775万7,619円で、前年度比392万4,472円、16.46%の増となっております。

続きまして、52ページをお開きください。こちらは実質収支に関する調書でご覧のとおりでございます。続きまして、53ページが財産に関する調書、介護給付費等準備基金の決算年度末の現在高でございます。保険事業勘定からの基金積立金を積み立てているものでございます。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書に入らせていただきます。令和6年度長与町介護保険特別会計に係る主要な施策の成果に関する報告書の2、3ページをお開きください。こちらは保険事業勘定における歳入歳出の令和6年度予算額および決算額の執行率、および令和5年度決算との増減比率でございます。歳入で主なものをご説明いたします。1款保険料は前年度比4.9%の増となっております。6款財産収入につきましては介護給付費準備基金の利子分でございます。9款諸収入は納付期限超過分の延滞金等となっております。続きまして歳出につきましては、前年度比マイナス24.3%

となっております。1款総務費でございますが、総務費においては、会計年度任用職員の手当などを含み、通信運搬費等の値上げもあり、増額している反面、介護保険のシステム改修業務委託および介護保険システムリースを情報政策課が集約いたしましたことで、全体で1,231万8,000円ほど減額となっておりますところでございます。6款諸支出金は、令和5年度に分かりました介護保険料の徴収誤りによる還付に伴う支出で、全35名の過誤納分の還付金および利息相当額の支出に伴うものでございます。他は表のとおりでございます。続きまして、4ページからは地域支援事業に係る事業等のそれぞれの内容について掲載をしております。5ページは介護予防・生活支援サービス事業で、要支援者に対する訪問型、通所型サービスの利用等に関する内容となっております。6ページは一般介護予防事業といたしまして、町が実施をしております各種介護予防に関する内訳でございます。事業費増の要因は、一般介護予防事業、地域支援事業専門員報酬の増額が主な要因となっております。7ページは、医療と介護の関係機関が連携して包括的、継続的な在宅医療、介護を提供する体制の構築を推進する在宅医療・介護連携推進事業の内容となっております。委員の方々には、11月に開催いたしました介護フェスで、ACP、人生の最終段階における医療ケアについて自らが望む医療やケアの在り方についてをあらかじめ考え、家族や医療ケアの専門家と話し合い共有することという活動を地域住民への普及ということで活動をしていただきました。8ページにつきましては、地域が主体となった活動の充実とその活動における現状把握や課題解決について検討し、支え合い、活動生活支援サービスの構築をする生活支援体制整備事業、9ページは認知症の方やその家族の支援をはじめ、認知症の早期発見、早期対応のため、関係機関と連携して、効果的な支援を実施する認知症総合支援事業についてを掲載いたしております。10ページは、地域支援事業のうち任意事業といたしましてさまざまなメニューを実施しておりますが、その中で本町が実施しております事業の実績について掲載しているものでございます。続きまして12、13ページをお開きください。こちらは介護サービス事業勘定におきます歳入歳出の令和6年度予算額と決算額の執行率および令和5年度決算との増減比率でございます。次の14ページをお開きください。地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として要支援者の予防給付のケアマネジメント業務を行います指定介護予防支援事業費の内訳となっております。15ページにつきましては、要支援者および事業対象者の介護予防ケアマネジメントを行います介護予防・日常生活支援事業費について掲載をしております。以上が介護保険特別会計決算に関する内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず保険事業勘定の歳入の方からですね、14、15ページ、ここから質疑に入っていきたいと思います。質疑はありますか。よろしいですか。戻っても構いませんので、進めていきます。16、17ページ、いいですか。それでは18、19ページ、今歳入です。20、21ページ、ここで質疑

はありませんか。戻っても構いません。では22、23、24、25ページまでが歳入ですね。歳入全般で質疑はありませんか。では保険事業勘定の歳出に移ります。26、27ページ、こちらで質疑はありませんか。いいですか。28、29、30、31、32、33ページ。では次に進みます。34、35ページ、こちらで質疑はないですか。それでは36、37ページ。戻っても構いません。質疑はないですか。それでは次、38、39ページ、こちらではいかがでしょうか。質疑はないでしょうか。40、41ページ、認知症関係などが入ってます。次はいいですか。次、42、43ページ。それでは歳入歳出いずれでも結構です。保険事業勘定のところで、質疑はないですか。では次に進みます。介護サービス事業勘定、歳入ですね。46、47ページ、この2ページで質疑はないですか。では歳出の方ですね。48から51ページ、ここまでが歳出です。歳入、歳出いずれでも結構です。介護サービス事業勘定で、質疑がある方おられませんか。次に成果に関する報告書、こちらも併せて全体で質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

特定の問題ということではないんですが、主要な施策の成果に関する報告書を読ませていただきますと、非常に多種多様な取り組みをされているということはよく理解をいたしました。一つ一つはちょっと私もよく理解できないんですけども、現場の方との連絡を密に皆さんがされている中で、この令和6年度の決算を踏まえてやはり見えてきた課題というものがあるのか。もしあるとすると、次年度にどういうふうにそれを改善しようというふうな何かこう考えがあらわれるのか。このあたりもしあれば聞かせていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

課題といたしましては、やはり高齢化の進展というところになるかと思います。長与町の高齢者率が29.5%、もう30%に程なく届くところでございまして、人口の3割の方々が高齢者ということになっております。保険者といたしましては、介護保険料を払ってくださっておりますので、高齢者の方々が望まれる介護サービスの提供を進めていきたいと思っておりますが、高齢者の数が多くなりますと、受け入れをできる施設の方が圧迫をされていく状況というのが、今後見えるということになります。そのため長与町としましては、保険者としましては、私たちは自立支援事業というふうにそちらの方に注力をいたしまして、高齢者の方々がなるべくご自身の生活スタイルを変えずに、住みなれたところで長く生活をしていただけることができるようにということで、いろんな委託事業、めだか85およびお元気クラブ等々を実施をしているところでございますが、そこも実際にはたくさんの方が参加されているように延べでは4,000人近くの数がございますけれども、実際の参加されている人というのはやはり固

定化されてきておりますし、サービスを受ける方々もだんだんとご自身での生活がきつくなって、介護度を上げてほしいということでの要望が強まっているということを感じております。ですが、このまままいりますと介護給付費が右肩上がりでなってしまいますので、そうならないようにまずは自立支援事業に注力をしたいと考えておるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

主要な施策の報告書の中で4、5ページとか、中でこの財源の内訳が書いてあると思うんですが、ここの中のこのその他、その他の財源というのは主にどういうものなんですか、結構その他の欄の額が大きいもんですから。2ページ目の歳入の欄を見てみますと、この中から持ってはきてるんでしょうけど、この中のどういうものがその他の中に入っているのかというのをちょっと教えていただければ。

○委員長（金子恵委員）

後藤課長補佐。

○課長補佐（後藤理子君）

4ページの保険給付費のその他につきましては、これが支払基金からの2号保険者が負担する分がここに入ります。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体歳入の保険料とかをこのその他の欄に入れているのかなというのは思ったんですが、このそれぞれの事業の欄で示してある額の方が圧倒的にこの保険料よりも大きいもんですから、他にどういうものが含まれているのかなあとちょっと教えていただきたいなと思って聞きをしました。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

4ページから6ページまでのその他の額が大きい分につきましては、第2号被保険者の保険料が27%ずつ負担をしていただいております。この財源は、2ページ、歳入の支払基金交付金というものでございまして、40歳以上、65歳になられる前までの方、

その方々が納付していただいております保険料が財源となっております。

○委員長（金子恵委員）

後藤課長補佐。

○課長補佐（後藤理子君）

すいません、先ほどの保険給付費におけるその他の欄ですが、支払基金からの2号の保険者の方の分と一般会計からの繰入金で町が負担する分ですね、そちらもその他に入っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは次に全体ですよ、他に質疑はありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第63号令和6年度の長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。令和6年度の介護保険では予算の際にも反対討論を行いまして、内容的にはほぼ同じものですが、今回の決算は第9次の介護保険事業計画に基づく事業運営となっております。事業計画策定時の意向調査に基づいて、住みなれた地域、自宅等で過ごしたいという希望に沿った計画であるとのことでした。住みなれた自宅、地域で過ごすケースとしては、その症状が軽度の場合については特に問題はないというふうに思いますが、いわゆる老老介護であるとか、認知症が進行しつつある単身の高齢者であるとか、自宅にこうした方々を置いておくわけにはいかないということでやむなく仕事を退職し、介護に当たっていると、そうした方々もいらっしゃいます。こうした住民の心理的、また経済的な負担は大きくなっているものと考えます。住民からは、施設への入所を希望する方もこの施設へなかなか入れない状況もあるということを知り及んでおり、入所希望者とその家族の要望と現実にはかなりの隔りがあるものと考えます。先ほど質問をいたしました、そうした中で自立を促す支援に力を注いでいるという説明がございました。自立を促す活動を否定するものではありません。が、しかし、介護保険制度は始まった当初、要介護者やその家族の方々を救済する、そのための制度であるということで始まった経緯がございます。しかし要支援、要介護の方々が増えるごとに保険料、また支援認定の基準に変更が加えられてきました。また施設入所型のサービスを増やせないのは、それが自治体の負担ならびに保険料の増加として、住民にはね返ってくるという仕組みであるからだと推測をいたしております。介護保険制度は、町の運営上の問題というよりも、利用者が増えても国庫負担割合を必要に応じて増やさないことが最大の要因であると考えます。被保険者は利用の制限か、もし

くは保険料の値上げか、こうした選択を余儀なくされてしまいます。町の努力だけでは難しいということは承知をしておりますけれども、住民の置かれた実態に即した制度の改善を国県等に予算拡充も含めて強く働きかけていくことを求め、討論いたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号令和6年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

賛成多数。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

所管の皆さまはお疲れさまでした。場内の時計で11時15分まで休憩します。

（休憩 10時02分～11時14分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。まず企画財政部財政課から説明をお願いします。

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

よろしく願いいたします。財政課所管分につきまして説明をさせていただきます。歳入から説明いたします。事項別明細書の18、19ページをお願いします。2款1項1目地方揮発油譲与税は財政課所管分です。2,354万3,000円で前年度比マイナス38万6,000円、1.6%の減額でございます。続きましてその下、2項1目自動車重量譲与税は所管分です。7,204万9,000円で、前年度比マイナス9万2,000円、0.1%の減額でございます。続きまして、3款1項1目利子割交付金は300万5,000円で、前年度比プラス116万4,000円、63.2%の増額でございます。その下、4款1項1目配当割交付金は3,392万6,000円で、前年度比プラス1,091万2,000円、47.4%の増額でございます。次の20、21ページをお願いします。一番上、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は5,096万1,000円で、前年度比プラス2,225万4,000円、77.5%の増額でございます。次に6款1項1目法人事業税交付金は4,072万3,000円で、前年度比プラス182万円、4.7%の増額でございます。次に7款1項1目地方消費税交付金は9億3,271万2,000円で、前年度比プラス595万5,000円、0.6%の増額でございます。次に8款1項1目環境性能割交付金は876万2,000円で、前年度比プラス135万9,000

円、18.4%の増額でございます。次に9款1項1目地方特例交付金は2億2,533万5,000円で、前年度比プラス1億8,439万6,000円、450.4%の増額でございます。大きく増額しました要因は、令和6年度に実施されました定額減税の影響でございます。その下、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は166万6,000円で、前年度比マイナス69万7,000円、29.5%の減額でございます。22、23ページをお願いします。10款1項1目1節普通交付税は30億343万円で、前年度比プラス3億4,427万1,000円、12.9%の増額でございます。同じく2節特別交付税は7,952万2,000円で、前年度比プラス686万7,000円、9.5%の増額でございます。次にその下、11款1項1目交通安全対策特別交付金は258万5,000円で、前年度比マイナス39万8,000円、13.3%の減額でございます。続きまして38、39ページをお願いします。下の段、16款1項2目1節利子及び配当金のうち、1行目財政調整基金運用収入は財政課所管分です。112万2,479円で前年度比プラス102万8,156円でございます。同じく2行目減債基金運用収入は所管分で90万8,001円、前年度比プラス84万8,577円でございます。同じく8行目土地開発基金運用収入は所管分で32万8,577円、前年度比プラス32万7,473円でございます。各運用収入につきまして今年度は大きく増額しておりますが、要因としまして金利の見直しによる引き上げと、また会計課による効率的な運用によるものでございます。次の40、41ページをお願いします。一番下、17款1項7目ふるさと長与応援寄附金3億4,850万5,500円のうち、1億552万8,500円が町長おまかせコースで財政課所管分です。本町の総額としましては、前年度比およそプラス1億1,280万円で、47.9%の増額でございます。次の42、43ページをお願いします。真ん中下、18款2項1目財政調整基金繰入金は所管分です。5億5,011万2,000円で、前年度比プラス1億3,685万6,000円、33.1%の増額でございます。次の44、45ページをお願いします。真ん中の8目土地開発基金繰入金は所管分です。今年度土地開発基金条例の一部改正により、当該基金の一部を処分し、一般会計に繰り入れたものでございます。下から2段目19款1項1目繰越金は所管分です。6億2,406万102円で、前年度比プラス4,570万7,821円、7.9%の増額でございます。次の46、47ページをお願いします。一番下、20款5項3目1節雑入です。次のページ48、49ページをお願いします。下から18行目、真ん中下辺りになります。長崎県市町村振興協会市町村配分金685万1,000円が財政課所管分です。前年度比マイナス25万2,000円、3.5%の減額でございます。財政課で歳入事務を担当するハロウィンジャンボ宝くじの市町村配分金でございます。次に52、53ページをお願いします。一番下、21款1項6目臨時財政対策債は所管分です。3,824万4,000円で前年度比マイナス3,726万6,000円でございます。歳入は以上となります。

続きまして歳出でございます。主なものを説明いたします。60、61ページをお願い

います。中段からの２款１項３目財政管理費は全て財政課所管分です。人件費につきましては財政課職員４名分でございます。その他内容につきましては例年と同様でございますが、主なものといたしまして、１２節委託料の１行目公会計整備業務委託料は、本町公会計の財務書類作成と支援業務に係る委託料で、国から示されております統一的な基準による財政書類の作成に基づく業務委託でございます。次に一番下、１８節負担金、補助及び交付金の２行目になりますが、６２、６３ページをお願いします。一番上の西彼中央土地開発公社事業費負担金は、公社保有用地の借入金に係る利息の補填です。令和６年１２月末に公社保有の残用地の買い戻しが全て終了したことに伴い、借入期間が短縮されましたので、前年度からおよそ８９万円減額しております。続きまして６６、６７ページをお願いします。上段に２款１項６目財政調整基金費は所管分です。財政調整基金積立金と減債基金積立金、ともに基金運用収入等の積み立てでございます。減債基金積立金につきましては、運用収入の積み立てと普通交付税の再算定に伴います臨時財政対策債償還基金費の積み立てでございます。続きまして１５４、１５５ページをお願いします。上段の８款５項３目公共下水道費１８節、長与町下水道事業会計補助金は財政課所管分で、１億円は前年度比プラス５００万円、５．３％の増額でございます。国が定めております水道事業に対する一般会計からの繰出基準をベースとして、所管課との協議に基づき支出しているものでございます。続きまして１９６、１９７ページをお願いします。１２款１項公債費は財政課所管分です。１目元金の合計は１２億６、０７３万３、１４５円で、前年度比マイナス３１万６、４１１円でございます。２目利子の合計は４、８２８万８、５２５円で、前年度比プラス３４８万６、２３０円でございます。次の１３款１項１目土地開発基金費は所管分です。土地開発基金の運用収入の積み立てになります。２６万７、２１８円で前年度比マイナス２５９万５、３６０円、９０．７％の減額でございます。大きな減額の要因は、新図書館用地の貸し付けが令和５年１０月末で終了したためでございます。次の１４款１項１目予備費は所管分です。予算額２、０００万円のうち６７４万７、０００円を予備費から支出しております。内容としましては緊急的な工事１件、修繕１件、その他が３件で合計５件分でございます。以上で事項別明細書の説明を終わります。

続きまして、１９８ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。１の歳入総額と２の歳出総額の実績によりまして、３歳入歳出差引額は１１億１、９６８万７、０００円となっております。また、４翌年度へ繰り越すべき財源の（２）繰越明許費繰越額は１億７、２８７万円、（３）事故繰越し繰越額は４６０万２、０００円で、これにより５実質収支額は９億４、２２１万５、０００円となっております。６実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額は４億８、０００万円で、この額を財政調整基金に積み立てております。

続きまして、財産に関する調書につきまして説明いたします。２０２ページをお願いします。（４）出資による権利でございます。このうち上から５行目西彼中央土地開発公

社と、下から2行目地方公共団体金融機構は財政課所管分でございます。いずれも前年度からの増減はございません。続きまして、203ページをお願いします。4基金のうち財政課所管分は、(1) 財政調整基金、(2) 土地開発基金、(5) 減債基金の3件でございます。まず(1) 財政調整基金ですが、前年度末残高に対しまして1,901万8,000円減少し、令和6年度末残高は19億2,380万円となっております。減少額の内訳としましては、令和5年度決算における歳計剰余金の処分により積み立て分と、基金運用収入分の積み立て分、合わせて5億3,109万4,000円に対して、取り崩し額が5億5,011万2,000円であり、積み立ての額より取り崩しの額が多い結果となっております。次に(2) 土地開発基金ですが、前年度末現在高に対しまして合計欄のとおり4億2,932万9,000円減少し、令和6年度末残高は4億8,026万8,000円となっております。減少の理由でございますが、事項別明細書でも説明しましたとおり、今年度土地開発基金条例の一部改正により、当該基金の一部を処分し、一般会計に繰り入れたため、大きく減少しております。最後に(5) 減債基金ですが、前年度末残高に対しまして5,491万6,000円増加し、令和6年度末残高は19億6,556万5,000円となっております。増加の内訳としましては、基金運用収入90万8,000円と、普通交付税の再算定に伴います臨時財政対策債償還基金費の積み立て5,400万8,000円でございます。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書について説明いたします。報告書の2、3ページをお願いします。歳入歳出決算の状況でございます。歳入決算額は170億5,234万6,222円で、前年度比7.2%の増加、歳出決算額は159億3,265万8,312円で、前年度比8.0%の増加、差引残高は11億1,968万7,910円となり、そのうち令和7年度への繰越額は4億6,221万5,910円でございます。歳入歳出の詳細は以下のとおりでございます。

続きまして、6ページをお願いします。3. 地方債の状況でございます。地方債の令和6年度末残高は、右下の合計額になりますが、124億3,818万5,000円で前年度よりおよそ3億円減少しております。次に7ページ、また8、9ページをお願いします。4. 性質別歳出の状況と、5. 性質別・目的別歳出の状況でございます。こちらは後ほどご参照いただきたいと思います。続きまして最後のページになりますが、66、67ページをお願いします。7. 都市計画税の充当状況と、8. 市町村交付金が充てられた社会保障施策に要する経費でございます。こちらも後ほどご参照いただきたいと思います。

最後に、提出依頼がありました資料につきまして説明いたします。1ページをお願いします。まず地方債の状況、見込みでございます。こちらは令和16年度までの見込みをお示したものでございます。まず一番上、令和6年度末の地方債残高でございますが、先ほども説明しましたとおり124億3,800万円で、前年度よりおよそ3億円減少しております。表の右側の今後の借入見込額でございますが、令和7年度は①②のと

おり、およそ14億5,000万円の発行予定となっております。令和8年度以降の発行額につきましては、普通建設事業に係るものとしまして5億5,000万円から7億2,000万円、複合施設整備に係るものとしまして9億7,000万円、新浄水場の共同整備に伴う水道事業出資債としまして24億5,000万円を見込んでおります。地方債の今後の推移としましては、表のとおり、元利償還は令和10年度にピークとなりまして、それ以降は減少する見込みでございます。また地方債の残高も減少していく見込みでございます。下の表は債務負担行為一覧表でございます。一番下の合計欄をご覧くださいと思います。令和6年度末での債務負担行為の限度額が97億2,640万7,000円で、令和6年度中の支出額は16億5,114万2,000円、令和7年度以降の支出予定額は22億2,604万円となっております。続きまして2ページをお願いします。経常収支比率の状況でございます。平成15年度と直近から5年前までの数値を示しております。前年度と比較いたしまして、経常一般財源はおよそ4億200万円の増、経常経費充当一般財源はおよそ2億2,500万円の増となり、経常収支比率は92.0%で、前年度と比較して1.7ポイント減少となりました。1.7ポイントの減少、いわゆる改善しておりますが、引き続き財政の硬直化は続いている状況でございます。続きまして3ページをお願いします。健全化判断比率シミュレーションでございます。グラフの左側の赤で表示しております、実質公債費比率につきまして説明いたします。まず令和6年度でございますが、実質公債費比率は8.0%で、前年度から0.9%増加しております。増加しました要因は、西彼中央土地開発公社の残用地の買い戻しが大きく影響しております。なお実質公債費比率につきましては、25%以下であれば問題ございません。次に右側のグラフ、青で表示しております将来負担比率でございます。前年度同様、令和6年度の将来負担比率につきましても、マイナスで算定されないという結果になっております。今後令和13年度以降には新浄水場の共同整備に伴う水道事業出資債などの影響により、率がプラスに転じる見通しでございます。次に4ページをお願いします。土地開発基金の土地残高状況一覧でございます。昨年度からの変更点としまして、令和6年度は土地開発基金の一部を買い戻したことによりまして、一番下のとおり、面積が5,118.55平方メートルで、前年度から3,400.37平方メートルの減少、また土地の価格は1億2,611万7,772円で、前年度から1億7,363万2,800円の減額となっております。最後に5ページをお願いします。実質収支についてでございます。皆さま既にご存じの内容だと思います。先ほども収支で説明した内容とも重複すると思いますがご了承ください。まず実質収支とはでございますが、決算での歳入総額と歳出総額の差引額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額で、決算上の剰余を意味するものでございます。歳計剰余金と言われております。次に歳計剰余金の処分方法についてでございます。実質収支、歳計剰余金につきましては、地方自治法と地方財政法により処分方法が定められております。各法と長与町財政調整基金条例に基づき、本町では歳計剰余金の一部、2分の1以上を財政調整基金への積み立て、残りを次

年度への繰越金としております。次に歳計剰余金の流れについてでございます。基金積立分につきましては、出納閉鎖後に財政調整基金へ積み立てております。繰越金分につきましては、翌年度の歳入予算１９款の繰越金に編入しております。下の図のとおりでございますが、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引き、実質収支、歳計剰余金が算出され、その実質収支の処分として、２分の１以上を財政調整基金へ積み立て、残りが次年度への繰越金となっております。なお、この繰越金につきましては各年度の財政状況によって処理は異なりますが、次年度の各補正予算において、その都度財源調整として活用し、最終的に全額を予算計上しております。下に記載のとおり、決算書と主要な施策の成果に令和６年度の実質収支額と基金繰入額、また令和７年度への繰越額を載せております。参考としまして、ちょっと戻りますけれども、決算書の１９８ページをお願いします。この１９８ページに先ほども説明をいたしました、分かりやすく改めて説明をいたします。令和６年度の歳入総額が１７０億５,２３４万６,０００円に対し、歳出総額は１５９億３,２６５万７,０００円、差引額、いわゆる形式収支が１１億１,９６８万７,０００円、この形式収支のうち翌年度に繰り越すべき財源が合計で１億７,７４７万２,０００円だったので、その額を差し引き、結果、令和６年度の実質収支は９億４,２２１万５,０００円となっております。その実質収支のうち、一番下ですが２分の１以上の４億８,０００万円を基金へ積み立て、残りが４億６,２２１万５,０００円になりますが、その額が翌年度令和７年度への繰越金となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

ただ今説明が終わりました。質疑の方は１３時１０分以降ということで、場内の時計で１３時１０分まで休憩します。

（休憩　１１時４３分～１３時０９分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより財政課分の質疑に入りたいと思います。まず歳入の方から行きたいと思います。歳入１８、１９ページ、ここから始めたいと思います。それでは１８、１９ページ、こちらで質疑はありませんか。よろしいですか。戻っても構いません、進めます。２０、２１ページ、いいですか。それでは２２、２３ページ。ないようでしたら、次、３８、３９ページに入ります。戻っても構いません。こちらで質疑はありませんか。１６款１項２目です。いいですかね。それでは次のページ４０、４１ページ、よろしいですか。次、４２、４３、４４、４５ページ、ここは基金の繰入金と繰越金です。いいですか。それでは４８、４９ページ、雑入です。真ん中からちょっと下です。ハロウィンの分、配分金です。戻っても構いません、次行きます。５２、５３ページ、ここが一番下ですね、臨時財政対策債、ここが財政課分です。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

臨時財政対策債でお伺いをしたいんですが、たしか令和7年からはもうなくなりますので、これがもう最後になろうかと思うんですが、この分は着実に後年度国の方から措置されるっていう理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

臨時財政対策債ですけども、今年度一応ゼロ円発行、新規発行なしになっております。これが最後になるかどうか分かりませんが、基本的には臨時財政対策債の分は元利償還も含めまして、全て後年度で普通交付税の方として措置されますので、全て返ってくる形になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。歳入全般で質疑はありませんか。ないようでしたら、歳出の方に移りたいと思います。60、61ページから始めます。こちらの下段の財政管理費、ここからが財政課になっています。質疑はありませんか。それでは次のページ66、67ページ、こちらの上までです。残地買い戻しの分、ここまでが財政課です。戻っても構いませんので、次行きます。154ページ、こちらで質疑はありませんか。これは下水道事業の補助金ですね、会計補助金。よろしいですか。ないようでしたら、196、197ページ、こちらで質疑はありませんか。12、13、14款、財政の分が入ってます。いいですかね。あと資料を頂きました。資料も含めて全体的に、歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

資料を頂いていた中で財政に関する資料を頂いてたんですが、資料の2ページ、経常収支比率の状況というところでちょっとお伺いしたいんですが、経常収支比率が92%ということで、同僚議員の方から本会議で財政の硬直化の状況じゃないかということで指摘がありましたけれども、ちょっとこの見方が私もちょっと分からないのが、一般的には70、80%が妥当とは言われているんですが、実態としてほとんどの類似団体が90%とかなんですよね。ここはどう見ればいいのかというのが、このくらいが適当だという数字にみんなが合わせてるかというとそうじゃなくて、かなり90%、いわゆる硬直化の状態にあるのが一般的な状況にあるわけなんですけども、これはちょっとそのところがどうしてそうなってるのか、本町の場合も含めてですけども、そこをご説明いただけたらと。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

経常収支比率ですけれども、今委員おっしゃっていただいたように70%から80%ぐらいが妥当だというふうに言われております。ただ全国平均もしくは長崎県平均どちらにしましても現在は92%程度で長与町と全く変わりません。70%から80%っていうのは昭和40年代に出された数値でございまして、現在そういった詳しいものを見ますと、90%ぐらいでは財政が逼迫しているとは言えないというふうに言われております。従いましてここが少ないに越したことはないんですけれども、ほとんどの自治体がこのぐらいの数字で今推移をしてるっていうことで、それは当時に比べまして事業数が増えたりとか人件費等々もそうですけれども、物件費も含めて経常的な予算が増えている影響で、年々こういった硬直化、90%台が続いているという状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

以前、もうかなり前の財政課長とちょっとそういう財政のことでレクチャーを受けたことがあるんですが、その時に経常収支比率の考え方としていろいろ説明あったんですけども、重要なのはどの性質の経費が多くを占めているのかっていう、その推移とか経緯の構造を把握することが大事なんだという話があったんですよね。ちょっとそこでこの長与町の経常収支比率の92%というのが、どういったものが実際多く占めているためにこの数字になっているのか、そのまた推移っていうのも今後もやはりこういう状況でいくのか、このあたりを少し説明を頂ければと思います。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

経常収支比率の基となっているこの各歳出の性質別の経費ですが、今回ですね、特に多く伸びているのがこのグラフの方にありますように、6年度のところで上昇の上向きの線を示しているのが緑色の物件費がまず増えております。こちらにつきましては、予防接種などの委託料とかそういった事業に係る経費の増というところもあるんですけれども、近年は物価高騰をしておりますので、委託料はじめ施設の電気代ですとか、そういった光熱費も上昇しているものですから、物件費の上昇というのが推移として、急に上の方に上がってきているという部分がございます。あと、扶助費なども、社会福祉費というのがどうしても年々手厚くなっておりますので、扶助費の方も上昇傾向にあります。一方で今年度の人件費、こちらのグラフでいくと紺色の線になりますけれども、こちらにつきましては会計年度の任用職員の雇用に係る経費ですとか、私たち職員の人件費というのは、近年上昇傾向にあるんですけれども、今年度につきましては退職手当、組合へ支払う負担金の方の5年に1度の改正によりまして、負担金額が下がったことに

よりこちらの人件費について今年度についてはそのまま昨年度とあまり変わらないぐらいの金額にとどまっているというような状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

あらかた理解をいたしました。この経常収支比率はその年度に例えば大きな事業があったりとか、いろんな要因で上がり下がりというのがあるんだということで、このことも前お聞きをして理解をしたんですが、かといってやっぱり一定の限度っていうのがあるかと思うんですが、本町としてはこの水準は絶対守らんといかんというような数字的なものをお持ちなのか、このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

具体的な数字につきましてある一定の基準というのを設けるのはなかなか難しいところでございます。近年のこの状況を見ながら、ここがあまりにも大きくならないようなそういった財政運営が必要になってくると思っております。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで財政課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で13時35分まで休憩します。

（休憩 13時25分～13時31分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより政策企画課の審査に入りたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

中村理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

それでは政策企画課所管分となります。よろしくお願いいたします。決算書事項別明細に従いご説明いたします。まず歳入でございます。事項別明細書の28、29ページをお願いいたします。14款2項1目2節デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生交付金は、各所管課が実施いたします地方創生に関する事業に充当したものでございます。補助率2分の1で、政策企画課所管分としては、ながさき移住サポートセンターの

運営負担金に充当いたしました。この他、他課所管事務といたしまして、事業拡充支援事業、チャレンジショップの実施経費、大村湾沿線観光活性化事業にも充当しております。次に３節地域活性化補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、このうち９,５６０万２,１０１円が政策企画課所管分で、物価高騰対策として各課が実施いたしました支援事業に充当いたしました。内訳につきましては参考資料を配布しておりますので適時ご参照願います。続きまして３２、３３ページをお願いいたします。

１５款２項１目１節総務管理費補助金でございます。備考欄の１行目土地利用規制等対策費交付金は、国土利用計画法に基づく届け出等の事務に対する補助金でございます。３行目地方創生移住支援事業補助金は、東京圏からの移住者を対象に交付する移住支援金に充当する補助金でございます。４行目地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金は、産業振興課が実施いたします町内企業を対象とした補助金に充当するものでございます。続きまして３４、３５ページをお願いいたします。２節児童福祉費補助金の４行目地域少子化対策重点推進交付金は、補助率３分の２で、本町が実施いたしました結婚新生活支援事業に係るものでございます。続きまして３６、３７ページをお願いいたします。

１５款３項１目５節統計調査費委託金は、令和６年度に実施いたしました農林業センサス全国家計構造調査の他、令和７年度に実施いたします国勢調査の準備や例年実施いたします各種調査に係る経費に対する事務委託金でございます。続きまして、３８、３９ページをお願いいたします。

１６款１項２目１節利子及び配当金、下から３行目国際交流基金運用収入は、国際交流基金の残高に対する利息でございます。続きまして４０、４１ページをお願いいたします。

１６款２項１目１節不動産売払収入の普通財産売払収入のうち９万５,３３５円が政策企画課分で、町産材の伐採に伴う売払額でございます。続きまして４２、４３ページをお願いいたします。

１７款１項８目１節企業版ふるさと納税寄附金の企業版ふるさと納税寄附金は、国が進めます企業の皆さまが地方創生の取り組みを応援する制度で、令和６年度３０社の企業からの寄付の総額でございます。このうち政策企画課分が４９５万円、この他、健康保険課２００万円、土木管理課８００万円、産業振興課１０万円、生涯学習課３００万円をそれぞれの事業に活用しております。

１８款２項２目１節国際交流基金繰入金は、長与町国際交流協会補助金の財源として繰り入れております。４８、４９ページをお願いいたします。

２０款５項３目１節雑入の１７行目、真ん中よりちょっと上なんですけれども、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金は、公益財団法人長崎県市町村振興協会が国際交流事業経費の５分の４を補助するもので、うち１２５万６,０００円が政策企画課所管分で長与町国際交流協会補助金に充当しております。５０、５１ページをお願いいたします。

同じく雑入の６行目過年度地方創生移住支援事業補助金返還金は、東京圏からの移住者を対象とした移住支援金について、過年度に支援金の給付を受けた方が返還要件に該当することとなったため返還金の受け入れを行ったものでございます。同じく１３行目イベント参加者負担金は、複合施設の啓発イベントとして行ったエコクッキングの参加者負担金で

ございます。次に２１款１項１目１節総務管理事業債の１行目複合施設整備事業充当起債は、複合施設の設計委託料に充当するものでございます。以上が歳入でございます。

続きまして歳出に入ります。６６、６７ページをお願いいたします。ページの一番下になります２款１項８目企画費でございます。６８、６９ページをお願いいたします。

１節報酬は、総合開発審議会をはじめとした各種審議会などの委員報酬および職員の育児休業代替に係る会計年度任用職員の報酬でございます。続いて、２節給料、３節職員手当等、４節共済費は、職員および代替職員の人件費でございます。７節報償費の講師謝礼は、町内３中学校でのデートＤＶ防止事業に係るものでございます。８節旅費、１０節需用費は、各事業に関する会議、研修等の旅費、消耗品費でございます。１１節役務費の通信運搬費は、第１１次総合計画策定に当たり実施した町民アンケート調査の郵送料でございます。１２節委託料の１行目総合計画策定業務委託料は、第１１次総合計画の策定に当たり計画策定を円滑に支援できる事業者へ業務を委託したものでございます。２行目公共施設劣化状況調査業務委託料は、長与町公共施設個別施設計画の見直しに当たり、計画対象施設について劣化状況を把握し、改修工事の優先度の検討などを行ったものでございます。３行目企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料は、本町が行う地方創生事業の充実強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄付の見込みがある企業への働きかけを行い、寄付の獲得を目指す業務を委託したものでございます。

１３節使用料及び賃借料は、出張時における有料道路使用料や移住相談で利用いたしました用具等の借上料でございます。１７節備品購入費は、政策企画課内で使用いたします電話機の購入に係るもの。１８節負担金、補助及び交付金は、主なもののみご説明いたします。１行目長与町国際交流協会補助金は１５７万円でございます。６行目ながさき移住サポートセンター運営費負担金は、県と全市町が連携し移住希望者への相談対応や県内企業との就業マッチングを行うサポートセンターの運営負担金でございます。その下、結婚新生活支援補助金は新婚世帯に新生活に必要な費用を支援するもので、令和６年度は６件の交付実績がございました。その下地方創生移住支援事業補助金は東京圏からの移住者を対象に交付する移住支援金で、令和６年度は５件の交付実績がございました。その下、長与町子育て世帯移住支援補助金は長崎県外から移住する子育て世帯を対象に交付する移住支援金で、令和６年度は８件の交付実績となっております。続きまして、７０、７１ページをお願いいたします。１行目長崎県お見合いシステム登録料補助金はシステムの会員登録料を初回登録に限り全額補助するもので、令和６年度は３件の交付実績となっております。２２節償還金、利子及び割引料の１行目過年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金につきましては、令和５年度分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、概算額で受領していた国庫補助金を実績額に応じて精算し返還したものでございます。２行目過年度地方創生移住支援事業補助金返還金は、過年度に移住支援金の給付を受けた方が返還要件に該当し、支援金の返還があったことに伴い、該当する国庫補助金の返還を行ったものでござい

す。２４節積立金の国際交流基金積立金は、基金残高に対する預金利息を積み立てたものでございます。次に７６、７７ページをお願いいたします。２款１項１３目図書館・健康センター複合施設整備費でございます。１節報酬、３節職員手当等、４節共済費は、公共施設等整備専門員に関するものでございます。７節報償費の１行目講師謝礼は講演会に係る講師謝礼３回分でございます。次に７８、７９ページをお願いいたします。１行目記念品代は、啓発イベント参加者に配布した参加記念品に係る費用。２行目複合施設愛称募集記念品代は、複合施設愛称の一般公募を行った際に、最優秀提案者および優秀提案者に贈呈した記念品に係る費用でございます。３行目複合施設啓発イベント謝礼は、啓発イベントにおいて実施設計説明会を開催した際の参加謝礼でございます。８節旅費、１０節需用費は、会議等の旅費、専門員の通勤手当、消耗品費等でございます。１２節委託料の設計委託料は、令和５年度から６年度にかけて実施した設計業務につきまして令和６年度分の委託料を支払ったものでございます。次の草刈業務委託料は、複合施設建設地の草刈業務委託料でございます。３行目商標登録業務委託料は、複合施設の愛称を公募により決定し、名称を商標登録した際の費用でございます。次の立木伐採搬出業務委託料は、複合施設内に設置する家具等に活用する町産材の伐採搬出に係る委託料となります。１３節使用料及び賃借料は視察に係る有料道路使用料、１８節負担金、補助及び交付金の各種講習会等負担金は、職員の研修参加に係る負担金でございます。次に９０、９１ページをお願いいたします。統計調査費でございます。２款５項１目統計調査総務費は、統計調査全般に係る経費および統計調査員確保対策に要する経費でございます。２目基幹統計調査費は、公的統計の根幹をなす基幹統計に係る経費でございます。令和６年度は農林業センサス、全国家計構造調査の他、令和７年度、今年度実施いたします国勢調査の準備などに係るものでございます。１節報酬は、統計指導員、統計調査員に係るものでございます。その他、７節、８節、１０節、１１節につきまして各種統計調査事務に係る経費でございます。

次に基金の状況でございます。２０４ページをお願いいたします。（１１）国際交流基金でございます。令和６年度末現在高４,０５６万９,０００円となっております。

最後に主要な施策の成果に関する報告書につきましては、２０、２１ページに主な事業を掲載しております。以上が政策企画課分です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

中村理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

資料の説明に入ります。令和６年度決算資料、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましての資料でございます。令和６年度充当額といたしまして、歳入額５億７,２６４万７,４４４円、うち政策企画課分といたしましては９,５６０万２,１０１円、うち福祉課分が４億７,７０４万５,３４３円でございます。主な事業につき

ましては下の方に掲載しております。よろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。歳入の方から質疑に入りたいと思います。まず28、29ページ、ここから始めたいと思います。質疑はありませんか。ここは真ん中辺りですね。デジタル田園都市国家構想交付金とその下の分です。この辺りで質疑はありませんか。よろしいですか。それでは次、32、35ページ、これは下の県補助金のところに3つですね。では次、次のページ36、37ページ、下の方で統計調査費委託金、こちらが政策企画課分ですね。今年は国勢調査分が入っているということで、いいですか。では次のページ38、39ページ、これは利子及び配当金、下の方ですね。国際交流基金運用収入です。次、40、41ページ、ここは普通財産の売払収入が9万5,335円、これが政策企画課の分ということで説明がありました。戻っても構いません。次行きます。42、43ページ、ここは企業版ふるさと納税、そして一番下の国際交流分が政策企画課の分です。質疑はありませんか。それでは戻っても構いません。次、48、49ページ、雑入です。これが真ん中辺りで、長崎県の市町村振興協会国際交流の分ですね。ここが政策企画課です。次のページに2カ所、移住支援の分とイベント参加、こちらが政策企画課の分で説明があつてます。下段の方、起債、複合施設の設計ということで起債の説明もありました。いいですか。それでは後から歳入全般で聞きますので、歳出の方に入ります。66、67ページ、歳出がここからですね。これは一番下段、8目の企画費。次のページに入ります。次のページの所が全部下段まで政策企画課の分です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

69ページの委託料で、公共施設劣化状況調査業務委託料で支出をしておりますけれども、これはもう結果はもう明確に出ていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

はい、こちらにつきましてはもう成果品として納品をされております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それに基づいて公共施設の改修の計画、もう計画はきちっと出来上がっていますか。そのあたりちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

恐らく公共施設個別施設計画のことかと思いますが、こちらにつきましては今回10年間の計画期間のうち、中間5年目の中間見直しというところで改めて公共施設の劣化状況調査を行ったものになります。今回のこの6年度の調査の結果に基づいて、また今新たに改修スケジュールの見直しというのを行ってございまして、これにつきましては現在庁舎内で検討中の状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

以前ちょっとお伺いした時には、少し後ろ倒しになってるようなことじゃなかったのかなと思うんですよ。これは、その状況が分かったら我々議会にも何か報告なり、どういう計画でやっていくのかというのは後日出てくるもの、計画はあるのかどうかですね。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

一応計画として作った後には計画書として公表することは予定をしております。例えば、具体的にどのような形で個別に議会にご説明をというところはちょっと今想定はしてなかったんですけども、いずれにしてもホームページ等にも掲載をさせていただいて、また新たに見直しをしたスケジュールというのはお示しをしていく予定にしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今と同じところでちょっとお伺いしますけども、10年ぐらいで各個別の施設の計画を作って、先ほどの答弁ではちょうど5年間の真ん中になったんで改めて見直しをするということですか。当初10年間で作った計画の5年分の計画というのは大体当初の見通しどおり進んでるんですかね。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

まず計画見直しのタイミングとしましては、10年間の元々ある計画、今中間の5年目で見直しをして、そこからまたプラス5年をしてまた今後10年間の計画っていうことで、そういった形でずっと10年をずっと確保するような形での見直しをやっております。現在見直しの現時点に当たっての改修の進捗状況ですけども、おおむね計画どおりには進んでおります。一部ただ他の財源がちょっと見つかりそうなので改修をちょっと待ってみるとか、まずは修繕をして様子を見てみようとかですね、そういったそれ

ぞれ理由があってちょっと時期をずらしてるものってありますけれども、それ以外のものにつきましては現在おおむね計画どおりで進捗をしているところです。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

計画について、公共施設の劣化状況をまず把握して公共施設の個別計画を見直しをしていくっていう話だと思うんですけども、元々がコンクリートとかRC造だったら40年ぐらいがもうそろそろ目安だよということになっていると思うんですが、今のお話をお聞きますと、10年のうちの5年の計画っていうような形で最終的に全部の本町の箱物だけでも結構ですが、全体の改修がこの年度ぐらいには終わるというような目安ってのはまだ出てないのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

その計画の考え方としては、今おっしゃられたように建物によっては大体40年持つよねとか、50年持つよねとか、いろいろその建物自体の寿命といいますか、耐用年数というのがあると思いますけれども、それを超えて、建物を今後長寿命化していくために定期的にそれぞれの部位の改修をやっていこうという計画になりますので、言えば時期が迫れば、また改めて今度また壁を例えば外壁とか屋根とかを改修した後、また20年とか30年周期でどんどん改修していこうという話になります、建物を維持していく限りはですね。なので、基本的にそのゴールというのは、例えばもうそもそも建て替えをしてしまおうとかですね、また取り崩してまた建て直そうとかそういったことになれば改修工事ってのは出てこなくなるっていうことは考えられますけれども、建物長寿命化するために、ずっと定期的に必要な改修工事を進めて、建物長寿命化していこうという計画になりますので、ゴールというものはちょっと設定というのではないかと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

予防保全型と事後保全型があって、今のお話ですと予防保全型でなるべく長もちさせていこうという方向だと思うんですが、鉄筋コンクリート造だったらやっぱりもう基本となる柱等、いずれやっぱりやり換えないといけないという時には、もう補修で済む問題じゃない気がするんですよね。だから何か先延ばししていくのは分かるんですが、いろいろ補修しながらですね、補強しながら何とか維持していくというのは分かるんですが、いずれ私として、私はいずれその公共施設っていうのは1回取り壊して建て直す時期が来るんだと思うんですけど、何か今の説明だとそれはちょっとまだそこまでは考え

ない、考えてないというようなふうに聞こえるんですが、いかがでしょう。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

おっしゃられたとおり、例えばもう建物そのものの構造を維持するための、今柱というような話もありましたけれども、当然その未来永劫を使えるものっていうものではないです。個別施設計画では例えば鉄筋コンクリート造の施設であれば、目標使用年数として65年という数字を設定をしまして、まずはそれを目指して適切に予防保全型、また物によっては事後保全型の修繕をしていきながら、それまで持たせていこうという計画を立てております。当然それはまた改修ですので、言われた建物そのものをいつかはどうにか考えないといけないという時期が来ますので、それにつきましては現在の計画書の中でも建物によっては今後の方向性を検討するという位置付けで、計画のスケジュールに載せているものもあります。建物ごとに今おっしゃっていただいたように基本的には長与町長寿命化をそれぞれやっていきながら、いつの日かもうそろそろ建物として何とかしないといけないよねってなった時には、その時点でまた方向性を検討して、また同じ建物を建て直すのか、今回の図書館、健康センターのようにもういっそ複合化をしてしまうのかとか。そういったところを、また庁舎内で検討していく、そのようなスケジュールを立てている計画になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次、70、71ページ、これは上段の方です。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

77ページの公共施設等整備専門員報酬というところで、公共施設等整備専門員という方たちがどういう業務をされて、何人おられるのかというのを教えてください。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

公共施設等整備専門員につきましては、町の職員の方に建築士の資格を持った方が十分ではないので、そこを補完する目的で建築士の資格を持った方を1名雇用をしております。業務としては、複合施設の整備事業の中で設計業務に関して設計図書の内容とか、建築確認申請に関する内容の確認とか、工事の入札とか発注についての検討といった部分について関わっていただいております。特に県とか振興局とのやりとりが多いので、県との連絡調整とかそういったことも含めて行っていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。そしたら、今の分が78、79ページまで続きます。ここで質疑はありませんか、複合施設分です。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今のに関連しまして、設計委託料というのが結構な額で決算が出されてるんですが、当然委託した先に設計士とかおられるわけですよね。こういった方たちができる仕事ではないのでしょうか。やっぱりこの別途で入れないと何か都合が悪いとかそういうことなんでしょうかね。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

設計業務そのものについては設計事務所の方に委託をして設計をしていただいておりますけれども、これが町の側の、職員側の立場として内容が適切かといったあたりについてチェックをしたりしていただくという目的で、この方にも入っていただいているものになります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

78、79ページの12節委託料の立木伐採搬出業務委託料ですね、たしか町内のどっかの山の中から木を伐採して、それを室内の意匠性のある何らかに使うというような話が以前あって、木はスギかヒノキかその辺りの系統のものをっていう話だったと思うんですが、これ実際どうだったのかですね。それと何の木を伐採したのかと、あとどういった具体的な用途の場面にそれを使うのかと、あとこれ多分しばらく生木だったら乾燥しないと、どっかもう保存、どっかに乾燥の手だてとかもう打ってるのかどうか、このあたりをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

町産材につきましては、複合施設の中で使用する椅子などの家具に使うということで、長与町の岡郷にあります、具体的には岡郷の1253-8の場所にある、町が保有する山林の木材を切り出すという業務を委託しております。具体的な量としては、スギとヒノキが半々ぐらいで約30本、4メートルの丸太にして91本分を切り出しを行いました。この木材につきましては、いったん売却を行っております。で、町内の事業者の方で今保管をされているという状況になっております。この家具に活用する木材については、今後家具の製作を委託する事業者を令和8年度の予定ですが、入札によって事業者を選定いたしまして、決定した家具の製作事業者が、木材を買い取ったこの町内事業者から購入して家具を製作していただくということにしております。具体的な家具の種類については、今まだ検討中ではあるんですが、椅子とか椅子と一緒に使う

サイドテーブルと言って、本とか飲物とかを置けるようなテーブルであったりとか、まだ乾燥中に木材が割れたりとか、ひびが入ったりとか、そういう可能性もありますので、具体的に最終的にこれだけの量が使えるっていうのが固まっていらないんですけども、こういった検討も並行して進めておりまして、最終的に使える量に合わせて家具を決定するというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。主には椅子等に活用したいということですが、ちなみに今言われた材料でこの施設の全椅子を何とか賄いたいという考えなのか、それともちょっと補完的っていうか、また別のものと今回伐採したものと併用する考えなのかですね。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

椅子につきましては、町産材で作成するものと既製品の購入を行うものと両方ございまして、全ての椅子を町産材で作成するという予定ではございません。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この建物の外観もなんですけど、中もやっぱりデザインの一つだというふうに理解をしております。そうなりますと同じ、1階、2階、主には2階図書館の方になるのかなという気はするんですが、木の種類も違うし、既成品も利用するってなったらその建物の統一感が、ちょっと私からか見て、ちょっと設計士とかデザイナー的な見方からすれば若干ちょっとどうなのっていう気もするんですよ。何か統一感がなくなってしまうようなそういう課題というのは何か話し合いとかされてませんか。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

家具の作成につきましては、建物の設計者にも一緒に入っていて、助言を頂きながら検討しておるところでございます。この複合施設の中であっても、図書館の本を読む場所であったりとか、カフェとか飲食をするスペースであったりとか、用途によって使う椅子の種類っていうのも変わってきますので、その中でこういった町産材を使って作成する椅子がどういう用途に使うのに向いているとか、そういったところも設計者に助言も頂きながら、トータルでですね、デザイン性も含めて検討しながら進めておるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。今、79ページまできてますが、それでは次、90ページ、こちらが統計調査費、ここが政策企画課です。質疑はありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。それと成果に関する報告書、こちらも含めて資料も頂いてます、よろしいですか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で政策企画課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で14時25分まで休憩します。

(休憩 14時15分～14時24分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより税務課、そして収納推進課の質疑に入りたいと思います。まずは提案理由の説明を求めます。

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

皆さまお疲れさまです。それでは税務課と収納推進課所管分につきましてご説明を申し上げます。初めに歳入からご説明をいたします。内容につきましては、税務課、収納推進課は重複をいたしますので、町税の総額につきましては私の方から、各税目の内訳につきまして収納推進課長より説明を申し上げたいと思います。それでは事項別明細書の16、17ページをお願いいたします。1款町税の全体額は、調定額46億3,757万1,981円に対し、収入済額は45億9,330万197円、対前年比で調定額が約1億4,300万円減少をしております。各税目において多少の増減はありますが、大きな要因といたしましては、個人町民税の現年分が前年度と比較いたしまして約1億3,500万円減少をいたしました。これは令和6年度に国の施策として実施されました定額減税により、調定額が約1億7,700万円減少したことが大きく影響したものでございます。調定の全体の収納率といたしましては、現年課税分、滞納繰越分、合わせて99.04%で、前年度より0.27ポイントの増となっております。なお、現年度課税分の収納率は99.83%、滞納繰越分は26.05%でございます。それでは各税目について説明を申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○収納推進課長（和田久美子君）

皆さまお疲れさまです。それでは町税の決算状況についてご説明させていただきます。事項別明細書の16、17ページをお開き願います。1款1項町民税1目個人について、現年課税分は、調定額21億5,806万7,711円に対し、収入済額21億5,383万1,115円、収納率は99.80%、対前年度比0.07ポイントの増となっています。不納欠損額は4件、15万8,107円でございます。滞納繰越分は、調定額2,857

万2,411円に対し、収入済額787万3,138円、収納率は27.56%、対前年度比2.59ポイントの増となっております。不納欠損額は33件、128万2,452円でございます。1款1項町民税2目法人について、現年課税分は、調定額1億1,482万1,700円に対し、収入済額1億1,463万1,900円、収納率は99.83%、対前年度比0.12ポイントの増となっています。滞納繰越分は、調定額42万5,400円に対し、収入済額26万1,100円、収納率は61.38%、対前年度比23.12ポイントの減となっています。1款2項1目固定資産税について、現年課税分は、調定額16億525万2,700円に対し、収入済額16億231万8,688円、収納率は99.82%、対前年度比0.12ポイントの増となっています。不納欠損額は1件、2万1,516円でございます。滞納繰越分は、調定額1,668万9,984円に対し、収入済額364万2,298円、収納率は21.82%、対前年度比0.43ポイントの増となっております。不納欠損額は4件、37万5,230円でございます。同項2目の国有資産等所在市町村交付金は、調定額、収入済額ともに414万9,600円でございます。1款3項軽自動車税1目環境性能割でございますが、調定額、収入済額ともに884万9,200円でございます。同項2目種別割について、現年課税分は、調定額1億2,616万4,700円に対し、収入済額1億2,600万4,149円、収納率は99.86%、対前年度比0.01ポイントの増となっています。滞納繰越分は、調定額46万5,799円に対し、収入済額24万7,799円、収納率は53.20%、対前年度比2.75ポイントの増となっています。不納欠損額は6件、4万1,300円でございます。1款4項1目町たばこ税は、調定額、収入済額ともに2億5,232万9,464円でございます。18、19ページをお願いします。1款5項1目特別土地保有税は、調定額、収入済額ともにございませんでした。1款6項1目都市計画税について、現年課税分は、調定額3億1,882万4,500円に対し、収入済額3億1,839万3,216円、収納率は99.86%、対前年度比0.08ポイントの増となっております。不納欠損は1件6,354円でございます。滞納繰越分は、調定額295万8,812円に対し、収入済額76万8,530円、収納率は25.97%、対前年度比1.2ポイントの増となっております。不納欠損は2件、4万1,706円でございます。先ほど税務課長の説明にもありましたように、町税全体の収納率は現年度分99.83%、滞納繰越分26.05%、現年度滞納繰越分の合計で99.04%となり、対前年度比0.27ポイントの増で過去最高値となっております。町税の決算状況の説明は以上でございます。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

引き続き、町税以外の歳入につきまして説明を申し上げます。26、27ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料2項1目総務手数料2節税務関係証明手数料は税務課所管分で、所得証明書など5,436件分の発行手数料となります。3節督促手

数料は、税務課所管が6,296件の62万9,600円、収納推進課分が582件の5万8,200円でございます。5節地籍手数料は全て税務課所管分で674件分でございます。36、37ページをお願いいたします。15款県支出金3項1目総務費委託金2節徴収費委託金は、個人県民税等の徴収取り扱いに対する委託金です。令和6年度からは森林環境税が新たに創設されまして、その分も町県民税と併せて町で徴収をいたしております。森林環境税は、税額は1人当たり1,000円でございます。44、45ページをお願いいたします。20款諸収入1項1目延滞金、加算金及び過料1節延滞金は、税務課所管分が104件の15万7,507円、収納推進課分が394件の160万4,130円でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。事項別明細書の78、79ページをお願いいたします。一番下段の2款総務費2項徴税費1目税務総務費でございます。次のページ80、81ページをお願いいたします。税務課、収納推進課の所管分は、2節給料から4節共済費までの職員の人件費の他、7節報償費の記念品代、それと8節旅費のうち普通旅費と研修旅費、10節需用費のうち消耗品費と食糧費、18節負担金、補助及び交付金でございます。7節報償費の記念品代は、租税教育に係る税の作文の優秀作品への記念品として図書カードを購入をいたしております。8節、10節、18節では、研修に係る旅費や書籍代、税務関連団体への負担金などをそれぞれ支出をしております。税務課と収納推進課の支出の総額は、人件費を除いて61万4,721円でございます。それ以外の項目につきましては、総務課所管の固定資産評価審査委員会に係る経費と、産業振興課所管のふるさと長与応援寄附金に係る経費でございます。次に2目賦課徴収費でございます。こちらは全て税務課および収納推進課所管の経費でございます。税務課所管分は3,974万4,078円、収納推進課所管分は407万8,919円です。初めに、80ページの予備費支出および流用増減の欄を御覧ください。こちらで123万9,000円を予備費より充用をいたしました。これは22節償還金、利子及び割引料の還付金が、3月の還付処理を行う際に予算不足となったため、予備費で対応をしたものでございます。それでは各節の主なものについて説明をいたします。1節報酬の1行目一般事務補助パート報酬は、住民税、軽自動車税の補助事務および固定資産税に係る土地家屋台帳整理の事務のために雇用する会計年度任用職員の報酬です。8節旅費の普通旅費は、資料閲覧や調査など課税や徴収に係る旅費となります。82、83ページをお願いいたします。10節需用費の印刷製本費でございますが、こちらは当初課税の納税通知書発送時に同封するお知らせのチラシや町県民税特別徴収事業者へ送付する冊子、町民税申告書など課税関連の印刷経費となります。11節役務費のうち、1行目の口座振替手数料、2行目のコンビニ等収納手数料、それと下から2行目の共同収納手数料は、地方税の納付方法ごとに発生する手数料でございます。令和6年度は共同収納手数料が前年度と比較し約80万円増加をいたしました。共同収納手数料とは、スマホ決済アプリによる納付などキャッシュレス決済納付に係る手数料のことで、地方税

の納付につきまして統一のQRコードを用いた仕組みが導入されたことによりまして、利用件数が大幅に増加をいたしました。次に、6行目の軽自動車検査情報料は、地方公共団体情報システム機構が軽自動車税の検査情報を市町村に提供するサービスの利用料でございます。これにより軽自動車の全国の登録情報が確認ができるようになっております。次に12節委託料につきまして、主なものについて説明をいたします。1行目住民税データパンチ委託料は、課税に伴う給与支払報告書のデータ入力業務を委託しております。3行目の下落修正に伴う固定資産（土地）評価業務委託料は、令和7年度課税に向け、土地価格の下落が認められる地域における固定資産路線価の修正を委託するものでございます。4行目の申告相談業務委託料は、確定申告期間に実施する税理士による申告相談業務です。5行目の納付書処理業務委託料は、固定資産税および個人町県民税に係る当初の納税通知書の封入封緘業務などを委託するものです。6年度は前年度と比較し約360万円増加となっております。こちらは、固定資産税において6年度が3年に1度の評価替えの年度となっております。評価替えの年度は当初の納税通知書の発送時期が例年の4月から5月にずれ込むため、封入封緘業務の契約時期も後ろにずれ込む形となり、結果として6年度に6、7年度の2カ年度分の業務委託が生じたものによるものでございます。続きまして、13節使用料及び賃借料の2行目地方税共通納税システムサービス利用料は、地方税の電子納付に関するサービスの利用料です。18節負担金、補助及び交付金の1行目軽自動車課税資料負担金は、軽自動車の登録、廃車、変更などに係る事務を軽自動車協会連合会に委託するためのものです。契約は長崎県市町村行政振興協議会が代表で行い、市町はそれぞれの取り扱い件数の実績に応じ負担金を行政振興協議会へ支払います。2行目の地方税共同機構負担金は、地方税共同機構が行う電子申告関係のシステム開発や運用および管理経費につきまして、全国の自治体の実績に応じ負担するものです。3行目の軽自動車税（環境性能割）徴収取扱費交付金は、環境性能割に係る事務を県が行っており、その経費につきまして町負担分を県へ支払うものです。22節償還金、利子及び割引料の1行目還付金は、各税目におきまして二重納付や税額の更正などで納め過ぎとなった税額のうち、過年度に係るものについて還付を行ったものです。2行目の個人県民税徴収取扱費返納金は、令和5年度以前に県から受け入れた徴収取扱費のうち、申告などにより非課税となったことで徴収取扱費の対象から外れた分につきまして、県へ返納するものでございます。次に140、141ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項5目農地費は税務課の所管です。12節、地籍情報化委託料は、法務局から通知される分筆や合筆等の移動情報を固定資産管理システムの地番図データに反映させる更新業務でございます。引き続き、収納推進課より追加で説明を行います。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○収納推進課長（和田久美子君）

それでは引き続き、収納推進課所管分の歳出の主なものについてご説明申し上げます。80、81ページをお願いします。2款2項2目賦課徴収費1節報酬のうち、収納推進専門員報酬として204万3,960円、3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当46万8,237円、会計年度任用職員勤勉手当39万3,180円、4節共済費の会計年度任用職員社会保険料49万1,986円、82、83ページをお願いします、1行目8節旅費、会計年度任用職員通勤手当16万5,100円のうち、13万8,400円が収納推進専門員の通勤手当となります。計353万5,763円が収納推進専門員に係る支出でございます。同目11節役務費の備考欄、上から5行目の預貯金照会手数料2万8,095円は、紙ベースでの預貯金調査524件分となります。一番下の行、預貯金等照会システム利用料34万8,480円は、電子による預貯金等調査3,209件分でございます。令和5年度に新規導入した預貯金等照会システムの概要といたしましては、預貯金調査における照会から回答までの業務をオンラインでやりとりするシステムとなっております。照会から回答まで1カ月ほどかかっていた処理が1週間でできるようになったことで、タイミングを逸さない滞納整理ができております。収納推進課所管分の歳出の説明は以上でございます。

続きまして、データでお渡ししております資料を簡単に説明いたします。1ページから6ページまでは、先ほどご説明させていただいた税目ごとの決算書でございます。不納欠損に関しまして、7ページには一般税、8ページには国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、および保育料における事由別集計表を添付いたしております。表の見方でございますが、左から税目、事由区分、地方税法等の根拠条文ごとに、不納欠損の件数および税額を記載いたしております。事由区分の1の無財産から、6のその他までございまして6のその他に関しましては全て外国人の帰国に伴うものでございます。一番右列および一番下の行が各項目の合計でございます。7ページの一番右下に記載しております51件、192万6,665円が一般税における不納欠損の総額でございます。

同様に、8ページの国民健康保険税69件、554万2,591円、介護保険料8件、12万9,900円、後期高齢者医療保険料2件、5万372円がそれぞれの不納欠損額でございます。資料の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑の方に入りたいと思います。まず歳入の方からですね。税務課、収納推進課が重なっておりますので、同じく16ページから始めますが、いずれでも結構ですので、質疑を行ってください。では16、17ページ、ここから入ります。質疑はありますか。18、19ページ、これは都市計画税までですね。よろしいですか。では26、27ページ、ここの中段の総務手数料、ここに税務課分が入ってます。よろしいですか。では次が36、37ページ、ここが個人県民税、徴収取扱費委託

ということで、森林環境税分の説明がありました。それでは次、44、45ページ、こちらで質疑はありませんか。一番下段です、いいですか。では次のページ。よろしいですか。では戻っても構いません、歳出の方に入りたいと思います。まず78、79ページ、ここから始めます。質疑はありませんか。一番下段から次のページにずっと続きます。80、81ページです。流用分の説明もありました。82、83ページの中段下まで、還付金辺りまで、ここが税務課、収納推進課の所管になってます。よろしいですか。では次行きます。140、141ページ、これの中段の5目の農地費、ここが税務課になってます。それでは歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

頂いている資料を見てみますと、個人町民税をちょっと例えで出しますが、非常に徴収率は高いなあというのと、監査の報告からも非常に努力をされているというような評価がされていますけれども、しかも不納欠損も1桁ということで、3万8,000人の人口の町としては相当徴収率が高いのかなという気がするんですが、一時期ちょっと徴収率がなかなか、これはもう景気の問題なのかもしれないですけれども、厳しい時期があった時と比べたらかなり良くなっていると思うんですが、そのあたりの具体的な努力の状況っていうのはどういう状況なのか。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○収納推進課長（和田久美子君）

確かに平成28年度に徴収一元化となってから、収納推進課の方でずっと徴収率につきましては過去最高値を更新をしているところでございます。今年度も町税の収納率では99.04%で、県の方でも、松浦市、波佐見町の99.2%に次いで3番目に良い収納率となっております。この収納率が向上している理由として3つほど考えられるのかなと思っておりまして、まず1つ目が職員の日々の交渉の中で、電話とか臨戸とか窓口をするんですけれども、やはり滞納者の実情に応じた滞納整理が実施できていることが一つ徴収率の向上につながっているのかなと思っておりまして、2つ目として、先ほど説明しましたが、令和5年度に導入した預貯金等照会電子化システム、こちらの方が今まで照会から回答までを金融機関と郵送でのやりとりということで1カ月ほどかかっていたんですけれども、今回の電子のやりとりができるようになりまして1週間でそのやりとりができるようになりましたので、タイミングを逸さない滞納整理ができていくことも一つ向上につながっているものと考えております。それから3つ目としては、納付環境の整備が整ってきているということが考えられるかなと思っておりまして、平成27年度にコンビニ納付から始まりまして、令和3年4月1日にはPayPayなどの電子マネー、それから令和5年4月から共通納税、そして令和6年4月からPayB、令和6年の7月からは口座振替がネットで申し込みができるようふりネットの導入ということで、

そういったところで、いつでもどこからでも納付できる環境が整ってきているのが、この収納率の向上につながっているものというふうに認識しております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

大まかに理解をいたしました。それから滞納されてる方で多分分納というやり方もあったと思うんですけども、どこかの自治体の情報誌で、滞納をされる場合は最大何カ月っていう制約期間を設けてる自治体があったんですが、本町は分納の場合そういった最大何カ月とか、そういうものは設けていらっしゃるのか。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○収納推進課長（和田久美子君）

一応分納につきましては1年間の納税を1年間で納付できるぐらいで分納をお願いをしておるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の資料でちょっと素朴な質問なんですけど、6年度の調定額の件数を見ますと、約3万5,798件数がありまして、人口も3万8,000人ちょっとぐらいですかね。あまり人口と変わらない、この町税って1人に1件ですよ。住民税の調定っていうのは。どんな数えるんですかね。この件数っちゃうのは、出てくるんですかね。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

個人町民税というのが、納付方法が給与からの天引きする特別徴収であるとか、あとは4期の納期で払っていただく普通徴収ですとか、そういうふうに納付方法が幾つかあるもので、例えば給与も所得もあって、例えば別の事業所とかもある方とか、不動産を持ってらっしゃる方とか、納付方法が分かれる方とかもいらっしゃるんですけど、あとは、そういった関係で重複される方っていうのもいらっしゃるんですよ。そういったところをちょっと重なった部分がありまして、この件数がちょっと多くなっているようになっています。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたら1人に対して調定が2つ切られるとかいうこともあるっちゃうことですかね、

1人の方に対して。そういう場合もあることですね。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

はい、納付方法ごとに調定というのを起こしますので、そういったケースはございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

最近ですね、時津町の広報をちょっと拝見していると、督促手数料をなんか廃止してるってような記事をちょっと目にしたんですけども、長与町はそういったことは検討はされない、されていないのか。その効果とかも含めて、研究とかの状況も含めて、お聞かせいただければなと思います。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

督促手数料につきましては、おっしゃるとおり時津町とかですね、今廃止をされてらっしゃいます。そういうことは把握をしております。長与町につきましても、一定検討は必要だろうというふうに考えてはおります。今の段階では詳細な効果ですとか、検証というのは、これから行わないといけないというふうに認識をしている段階でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

82、83ページなんですけども、2款2項の中で、委託料として下落修正に伴う固定資産土地の鑑定業務委託料とか、あと土地評価業務委託料、その他にもいろいろなとこに委託されとるんですけども、ちなみにどういう所に委託されてるのかっちゃうのは分からんですかね。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

まず土地下落修正に伴う固定資産土地鑑定業務委託料の方につきましては、公益社団法人長崎県不動産鑑定士協会というところに委託をしております。そして、その次の段ですね、下落修正に伴う固定資産土地評価業務委託料につきましては、有限会社中村不

動産鑑定所というところに委託をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。この辺の委託料、ちゃんとした所なんでしょうけども、大体もうこれはもうずっと交代なしに決まってるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

土地の評価という形になりますので、一定資格を持ってらっしゃる方というところでございます。ですので長与町につきましては一定の業者で、こちらの方の業者と契約をさせていただいているという形でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

すいません、先ほど浦川委員の質問の中で、調定額の件数がちょっと多いんではないかというところで、私の方でちょっと重複の理由を説明させていただいたんですけれども、すいません、1つ追加といいますか補足で。給与天引きというのが特別徴収というんですけれども、6月から翌年の5月の12カ月で、その1つの年度の納付をしていただく形になります。どうしても年度が2つに分かれてしまう関係で、言えば前の年度から4、5月分が、例えば5年度の4、5月分が6年度に入ってきて、っていう形で6年度の分の4、5月は今度7年度にずれていくというような徴収の方法によって、やり方になっておりまして、どうしても特別徴収の方が言えば5年度分と6年度分が重複してしまう方というのがいらっしゃいまして、その分も少しちょっと大きな理由になるかなというところで、ちょっと追加で説明をさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

最初質問したのは人口に対してえらいこう調定の数が多いなと思って質問したんですよ。今の説明になると、大体もう1人2人ぐらいいくんじゃないのかっちゃうような感じがするもので、そうなるってえらい少ないなあという感じがするんですけど。そこはやっぱり、それで間違いなければもうそれで結構です。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

先ほどものご質問ですけれども、納税義務者数、要するに納税を行う方というのが対象者としたしまして約2万人程度でございますので、結果として3万5,798件の調定となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、税務課、収納推進課の審査を終了します。皆さまお疲れさまでした。

(閉会 15時05分)